

教育予算の確保と拡充を求める意見書

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。障害のある子どもたちや日本語指導などを必要とする子どもたちへの対応等が課題となっている一方で、いじめや不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。特に小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育など新指導要領の一部が先取りされています。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的な定数改善が必要です。

教育予算についてOECDの平成28年のデータでは、GDPに占める教育費の割合は、加盟国（データのある31カ国）の中で日本は30位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、平成31年度政府の予算編成において下記事項の実現を要請します。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を、引き下げ前に復元することを含め必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月20日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、
総務大臣、文部科学大臣